

川崎市立学校における P T A の会費の取扱等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市立学校（川崎市立看護大学を除く。以下「市立学校」という。）に係る P T A の会費に関し、委任を受ける場合の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「P T A」とは、市立学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者及び当該学校の教職員で構成される、当該市立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成を行うことを目的として設立されている団体をいう。

(委任)

第 3 条 当該市立学校に係る P T A の会費に係る次の事項に関し、当該 P T A の代表者から委任を受けることができる。

- (1) 保護者から P T A の会費を収納すること（未納者に対する督促等を除く。）。)
- (2) 前号の規定により収納した P T A の会費を、当該 P T A の代表者の指定する P T A に係る口座へ入金すること。

(委任の手続)

第 4 条 P T A の代表者は、前条の規定により委任を行う場合は、委任状（第 1 号様式）により、委任を申し込むことができる。P T A の代表者が交代した場合及び P T A の代表者の指定する P T A に係る口座を変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による委任の申込みを受けた場合は、前条に規定する委任を受ける事項について適切に遂行することができるよう当該市立学校と P T A による協議を行った上で、他の校務に支障がないと認められるときは、当該委

任を受諾するものとする。

（保護者への通知）

第5条 前条の規定により委任を受けた場合は、委任を受けたことその他必要な事項を、受任通知書（第2号様式）により、委任に係る保護者に対し通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を行う時期と同時期に、委任をしたPTAに係る市立学校から保護者に対し交付する別の文書がある場合であって、当該文書において当該通知で通知すべき必要な事項が記載されているときは、当該文書の配布をもって当該通知に代えることができる。

附 則（令和4年2月15日施行）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。